

## 第5期障がい者基本計画の策定に向けた実態調査の実施について

### 1 目的

障がい者施策に関する政策全般にわたる総合計画である障がい者基本計画及び、より具体的な数値目標を定めた障がい福祉計画及び障がい児福祉計画を策定するために、障がい者及び障がいを持たない市民に対し、障がいに係る意識や実態、ニーズを多角的に調査、分析をすることを目的とする。

### 2 調査方法

- ・ 郵送配布、郵送回収(無記名)による調査
- ・ 調査票と返信用封筒を封筒に入れて郵送
- ・ 調査対象者は、調査票を記入後、返信用封筒に入れて返送

### 3 調査対象者(手帳所持者より抽出した者 他)

- ・ 身体障害者手帳を所持する市民
  - ・ 療育手帳を所持する市民
  - ・ 精神障害者保健福祉手帳を所持する市民
  - ・ 発達障がい等の人(15歳未満)
  - ・ 障害手帳を所持しない20歳以上の市民(1,000人を無作為抽出)
- } 2,600人
- ※ 8月1日現在のデータで、調査対象者であるか否かを判定します。

### 4 調査票の種類(5種類)

#### ①在宅の方用

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する18歳以上の者

#### ②施設に入所している方用(全数)

身体障害者手帳、療育手帳を所持する18歳以上の者

#### ③18歳未満の方と保護者の方用(全数)

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する18歳未満の者

#### ④発達に懸念のある方、または発達に関する制度を利用している方と保護者の方用

市立小・中学校の特別支援学級又は通級指導教室、あるいはひまわり発達相談センターを利用する15歳未満の者

#### ⑤一般市民の方用

障害者手帳を持たない20歳以上の者

※18歳の定義付けとして、令和4年4月1日現在18歳未満の者は18歳未満として、18歳の者は18歳以上とします

## 5 送付先(案)

- ・ 調査票の送付先は、原則として住民基本台帳に記載された住所とする。
- ・ 障害者支援施設入所者については、施設(本人)又は出身世帯(習志野市内の家族)へ送付する。
- ・ 特別支援学級又は通級指導教室あるいはひまわり発達相談センターの利用者は学校等を通じて配布、郵送回収とする。

## 6 調査のスケジュール(案)

### **8月**

- ・ 5日 第1回習志野市障がい者基本計画等策定委員会を開催
- ・ 25日頃 調査票内容の確定

### **9月**

- ・ 1日 広報紙で、調査実施の周知及び回答を促す内容の記事掲載
- ・ 中旬(予定) 調査票を送付

### **3月**

- ・ 末頃(予定) 報告書完成